

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）242条1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「本件請求書」又は単に「請求書」という。）が、請求人から提出された。

- (1) 提出日 令和7年4月7日
- (2) 請求人の氏名及び住所 別記1のとおり

なお、令和7年2月25日から3月26日までの間に、46名の県民から、本件と同じ理由により同じ措置を求める請求（以下、「先行事件」という）が行われていた。監査委員は先行事件の請求者のうち4名については必要な書類の添付がないため監査を行わないこととし（いわゆる「却下」）、42名については要件が整っているため受理したうえで、執行機関に対する調査を行った結果、請求に理由がないものと判断（いわゆる「棄却」）したところである。

先行事件に係る監査の結果は、兵庫県公報令和7年4月25日号外に掲載（以下「先行事件に係る監査結果」という。）したとおりである。

2 請求の概要

本件請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）によれば、本件監査請求の要旨は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

兵庫県は令和6年5月7日付で、元西播磨県民局長（同年7月に死去。以下、「元局長」という）に対し、停職3ヶ月の処分を下したが、その理由の一つとして、平成23年から14年間にわたり、勤務時間中に計200時間程度、多い日で1日3時間、公用PCを使用して業務と関係のない私的な文書を多数作成していたことによる職務専念義務違反を挙げた。

これは兵庫県に対する重大な背任行為であり、地方公務員法35条に定める職務専念義務に違反する。道義的にも、給与の原資である税金を支出した県民に対しても裏切り行為である。元局長が業務と無関係な活動に充てた時間について、県からの給与が支払われていたことは、県の財政に対する不当な支出であり、県は、公務員の不正行為による財政的損害を適切に回復する義務を負う。

よって、本請求者は、兵庫県が元局長に対して支払った給与のうち、当該職務専念義務違反に相当する期間における給与の返還を求めるため、兵庫県監査委員に対し、住民監査請求を行う。元局長はすでに死亡しているため、返還請求は遺族に対して行うものとする。

イ 求める措置の内容

(ア) 兵庫県が元局長に対して支払った給与のうち、職務専念義務違反に相当する期間の給与を算定し、遺族に対し、その返還を求めること。

(イ) 本件に関する監査結果を公表し、県民に対する説明責任を果たすこと。

(2) 事実証明書

本件監査請求の要旨に係る事実証明書として、別記2の文書が提出された。

3 監査請求形式要件の審査、請求の受理

提出のあった請求書について、令和7年4月16日に、次の(1)から(4)までに示すとおり要件審査を実施した。

(1) 請求の趣旨のうち、監査委員からの勧告対象の確認

監査委員は、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告することとなる（地方自治法242条5項）。

仮に、返還請求の主体を監査委員と認識して監査請求をした場合、不適法な監査請求となる。なぜなら、監査委員にできることは「勧告」に限られ、勧告の相手方も「議会、執行機関、職員」に限られるから、監査委員自ら遺族に対して返還請求を行うことは根拠がなく、できないからである。なお、ここでいう「職員」は、財務会計行為（地方自治法242条1項に定める、①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実をいう。以下同じ。）の主体となった職員のことをいい、その権限のない者は含まない（最高裁判所昭和62年4月10日判決）から、本件において、給与を受領する側の元局長は「職員」には該当しない。

本件請求書には「返還請求は遺族に対して求めるものとする」とあることから、給与の返還を求めていることは読み取れるが、請求人の請求書には、「誰が」返還請求の主体になるのかについて記述がなかった。このため返還請求の主体が知事であるという認識でよいか、請求人に確認を行ったところ、返還請求の主体を知事であると認識していると判明したため、この点については本件請求は適法であると判断した。

(2) 監査請求期間の確認

住民監査請求は、財務会計行為のあった日又は終わった日から1年以内にしなければならないが、正当な理由があるときはこの限りでなく、請求人が違法不当な財務会計行為の存在を知り得た時から「相当の期間内」に請求を行えば足りるとされている（地方自治法242条2項、最高裁判所平成14年9月12日判決）。ただし「相当な期間」とは違法不当な財務会計行為の存在を知り得た時から1年間というわけではなく、知り得た時から4箇月後の監査請求を不適法とした判例（最高裁判所昭和63年4月22日判決）がある。これを本件にあてはめると、元局長への給与の支給（公金の支出）のうち、令和6年3月までに支給したものはすべて、本件請求書提出の時点で1年を経過している。また、請求人が元局長の職務専念義務違反を知ることのできた時期は、知事が懲戒処分を発表した令和6年5月7日なので、令和7

年の本件請求書提出の時点ではすでに10箇月が経過し、「相当の期間」を徒過していることになる。

しかしながら、請求人の請求理由に鑑みると、請求人は「知事が給与返還請求権の行使を怠る事実」を違法不当な財務会計行為として訴えているものと解され、また、後述する執行機関の陳述によれば、執行機関が通常、給与の返還請求を行う際には、不当利得返還請求債権の行使として実施することとしている。このことから、本件における財務会計行為は、地方自治法242条2項が適用されないいわゆる「真正怠る事実」であると解される（最高裁判所昭和53年6月23日判決）。この解釈に基づけば、給与返還請求権自体は不当利得返還請求権として消滅時効にかかるものとはいえ、本件請求書提出の時点で、時効消滅しておらず行使できる給与返還請求債権があると推認することができる。

(3) 返還請求の相手方の確認

不当利得返還債務は相続されるものであり、本件においても元局長の遺族に対する給与返還請求債権が存続しうるとの認識のもとで以下の監査ないし判断を行うこととした。

(4) 要件に係る判断

上記(1)ないし(3)を踏まえ、本件請求の趣旨を「元局長の遺族に対する給与返還請求権の行使を知事が怠っているので、その権利を行使するよう、監査委員から知事に対して勧告を行うことを求める」ということであると認めた。

そのうえで、請求が要件を満たしていると判断したので、請求を受理することとした。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述

地方自治法242条7項に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けるべく、請求人にその意向を問うたが、期日までに証拠の提出及び陳述意向の申告はなかった。

2 執行機関の陳述の要旨

先行事件に係る判断をするにあたって、監査委員は令和7年4月7日に、地方自治法242条8項に基づき、執行機関の陳述を実施していた。その内容は、先行事件に係る監査結果に示すとおりである。

第3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならないとされている（最高裁判所平成2年6月5日判決）。

本件においては、請求人が請求書及び事実証明書において特定したものと判断できる次の事項を監査の対象とした。

【監査の対象】

元局長が職務専念義務違反をした時間（約200時間）に対応する給与に関して、知事が返還請求権の行使を怠る事実

2 監査の対象としなかった事項

請求人は「求める措置」の2点目として「本件に関する監査結果を公表し、県民に対する説明責任を果たすこと」を求めているが、「結果の公表」「説明責任を果たすこと」自体は財務会計行為ではなく、住民監査請求の対象ではないため、この部分については本件監査の対象としない。

ただし、監査委員は従来から、住民監査請求を受理し監査を実施した場合はその結果を公表し、かつ請求人に通知しており、本件についても同様に結果を公表し、請求人に通知する。

第4 監査の結果

1 結論

本件監査請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

【監査結果】

本件監査請求には理由がないものと判断する。

先述したとおり、本件と同じ理由により同じ措置を求めた先行事件があり、監査委員は執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実を踏まえ、先行事件に対する判断を行ったところである。

また今般、本件請求書が提出されたことを受けて、監査委員は改めて執行機関に対し、先行事件に係る調査・陳述の後において状況の異動があったか問うたところ、異動はないとの回答があった。

このことから、本件請求書に係る監査委員の監査は、先行事件に係る調査で得られた執行機関の陳述その他の事実及びこれらに異動がないことの確認をもって事実認定とし、これをもとに判断することで実施した。

以下に、本件において監査委員の認定した事実と判断を述べる。

2 認定した事実

先行事件における認定事実は先行事件に係る監査結果に示すとおりである。認定された事実とその後の異動はないため、本件請求においても、監査委員は先行事件における認定事実と同様の事実を認定した。

3 判断

先行事件における監査委員の判断は先行事件に係る監査結果に示すとおりである。

先行事件において認定された事実にその後の異動はないため、本件請求においても、監査委員は先行事件における判断と同じ判断をした。

別記1

請求人

住所 西宮市

氏名 A

別記2

事実を証する書面

元局長に対する懲戒処分に係る決裁文書ないし検討資料